

令和7年度 知多墓園一般墓所利用者募集要項

知多墓園（知多市大興寺字西湊馬153番地）一般墓所の利用者を募集します。
募集要項をお読みいただき、各事項を了解のうえで申請してください。

1 申請資格

次の①から③のいずれかに該当する方

- ①知多市内に引き続き6か月以上住所を有する方
- ②知多市内に本籍を有する方
- ③知多墓園以外に知多市内に墓所を有する方で、お墓を移転したい方

※なお、同じ世帯に既に知多墓園一般墓所利用者がいる場合には、申請できません。

2 申請方法

下記期間内に「知多墓園墓所利用許可申請書」及び申請書の裏面に記載の必要書類を提出してください。

- ・期 間 令和7年7月17日（木）午前10時
～令和8年1月30日（金）午後4時
※土、日、祝日、閉庁日を除く。
- ・受付場所 知多市役所 2階 環境政策課

※申請は、先着順に希望区画を受付します。

ただし、受付初日の7月17日午前10時までにお越しの方は同着とみなし、
受付順を抽選で決定します。

※期間内でも募集区画がなくなり次第、受付を終了することがあります。

3 募集区画及び使用料等

申請時に希望区画を選択してください。

墓所の種類	募集区画数	面 積	永代使用料	維持管理料 (年額)
第1号墓所	464区画	4.86㎡	550,000円	3,660円
第2号墓所	47区画	3.00㎡	400,000円	3,130円

※上記区画数は令和7年6月27日時点です。（すべて返還墓所）

最新の空き状況は環境政策課窓口で確認してください。

※「永代使用料」一墓所の使用権料です。墓所の土地を売り渡すものではありません。

申請資格②又は③で申請される方は、1.5倍になります。

※「維持管理料」一墓園内の共有部分の維持管理費用です。

個人の区画内の清掃等は各利用者で行ってください。

4 区画の決定

申請時に希望区画を選択してください。先着順で区画を決定します。

* 予め区画を決めてから申請にお越しください。

* 申請受付後の変更はできません。現地をご確認のうえで申請してください。

5 利用開始について（墓標設置工事の受付開始）

永代使用料納付確認後になります。（申請から約1か月後）

6 申請後の手続

永代使用料を納付書により納付していただきます。

* 納付書は郵送します。納付書に記載の納期限（受付から約3週間後）までにお支払いください。

* 今年度の維持管理料は不要です。

* 令和7年度以降の維持管理料は、口座振替により納付していただきます。

7 注意事項

(1) 提出された書類はお返ししません。

(2) 募集期間内でも、募集区画がなくなり次第、受付を終了することがあります。また、募集期間内に現在の墓所利用者から墓所が返還された場合は、募集区画に随時追加します。最新の募集区画については、環境政策課までお問い合わせください。

(3) 申請は1世帯につき1件のみです。

(4) 現在、同じ世帯の方が知多墓園を利用されている場合は、申請できません。このような重複申請が確認された場合、申請は無効となります。

(5) 提出書類の記載内容が事実と異なる等の不正な申込みが確認された場合、申請は無効となります。

(6) 納付された永代使用料、維持管理料はお返ししません。

* ただし、永代使用料については墓所を利用していない場合に限り、5年以内に返還すると2分の1、10年以内に返還すると4分の1の額をお返しします。

(7) 知多墓園一般墓所は永代使用ではありません。墓所を継ぐ人がいなくなった場合は、返還する必要があります。

(8) 合葬式墓地の利用者募集とは異なりますので、ご注意ください。

8 問い合わせ

知多市 環境経済部 環境政策課 知多墓園担当

電話番号 (0562) 36-2661 (直通)

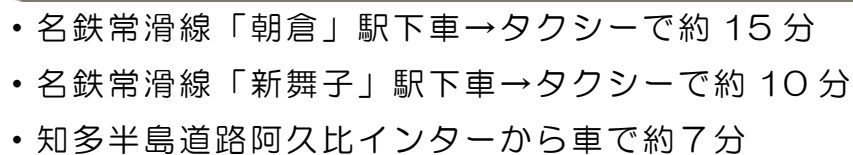
メールアドレス kankyou@city.chita.lg.jp

知多市ホームページ <https://www.city.chita.lg.jp/>

* インターネットを利用できる方は、ホームページもご覧ください。

所在地 知多市大興寺字西湊馬153番地

所在地 知多市大興寺字西湊馬153番地



ブロック図



墓所の利用方法

1 墓所の型状及び墓標の設置基準は、次のとおりです。

墓 所	型 状			設置できる 墓標の数	設置可能な 付帯設置物
	間 口	奥 行	面 積		
第1号墓所 (A～Kブロック)	1.8 m	2.7 m	4.86 m ²	1 基	墓誌 拝石 塔婆立 その他設置物
第2号墓所 (L～Qブロック)	1.5 m	2.0 m	3.00 m ²		

- (1) 墓所に設ける墓標のうち、墓石に類するものの高さは、地表から126cm以内とし、木柱に類するものについては、地表から158cm以内とする。
- (2) 第1号墓所：墓所に設ける墓標の台石は、境界ブロック中央から50cm以上、土留ブロックから30cm以上内側に設置するものとする。
第2号墓所：墓所に設ける墓標の台石は、境界ブロック中央から35cm以上、土留ブロックから20cm以上内側に設置するものとする。
- (3) 墓所内へ設置可能な付帯設置物は、墓誌（高さ70cm以内）、拝石（幅80cm以内）及び塔婆立（高さ70cm以内）とし、左記以外の設置物を設置する場合は、その設置物の高さが50cm以内かつ3辺の合計が110cm以内とする。これらの付帯設置物により、墓所外や他の利用者に迷惑が掛からないよう努めること。
- (4) 掘削の実施や基礎等を設ける場合、地表から深さ30cm以内とする。
- (5) 境界及び土留ブロックは、取り外したり移動したりしてはならない。
- (6) 墓所内の水はけを考慮し、墓所全体を石板等で覆ってはならない。（碎石または玉砂利の敷設は可）
- (7) 工事届は着手日の1週間前までに提出すること。

2 墓標への刻字について

- (1) 正面に「〇〇家之墓」と刻字する場合は、利用者の名字を基本とし、利用者以外の名字の刻字は許可しない。ただし、利用者が親族を埋蔵するために利用者の旧姓等を刻字する場合や、他の墓地からの移設の場合は、この限りではない。なお、「先祖代々之墓」、「南無阿弥陀仏」などは許可する。
- (2) 左面、右面及び後面に建立者名の刻字をする場合は、利用者の名前を刻字すること。ただし、利用者との連名であれば、利用者以外の刻字も許可する。なお、他の墓地からの移設の場合は、この限りではない。

墓 標 規 格 標 準 図

- ①—第 1 号墓所の設置基準
- ②—第 2 号墓所の設置基準

